

# 海の安全レポート

第七管区海上保安本部  
海の安全推進室  
093-331-6395（交通部安全対策課）

第128号 平成28年9月

「マリンレジャー安全レポート」は、「海の安全レポート」に生まれ変わりました。

BACKNUMBER

[http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine\\_anzen\\_report/](http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anzen_report/)

## プレジャーボートの海難が続いています

今年の夏は、例年に比べ九州へ到来する台風も少なく、マリンレジャーシーズンを存分に楽しめた方も多いのではないのでしょうか。

9月に入り遊泳を目的とした海水浴のシーズンは終わりましたが、これからは、プレジャーボート等による船釣り等のマリンレジャーが中心となります。すでに4件の機関故障が発生しています。

今号では、プレジャーボートに関する事故事例を紹介いたします。これからもマリンレジャーを安全に楽しんでいただくため、参考としていただけたらと思います。

### ～ 機関故障による事故事例 ～

#### 9/7 プレジャーボート機関故障（長崎）

船釣りのため、9月7日の午前11時過ぎに定係地の船溜まりを出港した船長は、三重式見港の沖合いに向かいました。

午後3時頃、魚釣りを終えた船長は、定係地の船溜まりに戻ろうと釣り道具などの片付けをしていたところ、突然、船外機がチルトアップして元に戻らなくなり、航行不能となりました。自分では復旧させることができず、修理業者に電話して助言を求めましたが自力で復旧することは不可能と回答を受けたことから、海上保安部へ救助を求め、駆けつけた巡視艇により救助されました。

船外機チルト部の電気系統の異状が原因と思われるが、詳細については現在、調査中です。

**連絡手段の確保！！**  
**118番！！**



### ～ 衝突による事故事例 ～

#### 9/11 プレジャーボートと漁船との衝突（宇部）

9月11日の午後、宇部港亀ヶ瀬付近で、錨を入れて魚釣りをしていたプレジャーボートに、航行してきた小型漁船が衝突しました。

プレジャーボートの船長は、衝突直前、接近してくる漁船に気がつきましたが、錨を揚げて逃げる時間はなかったとのことでした。

今回の事故では、幸いにもけが人はなく大事には至りませんでした。プレジャーボートの船体には破口が生じ、若干の浸水もあったとのこと。危うく沈没する大惨事になるところでした。

船舶は錨泊中でも見張りを行う義務があります。魚釣りをしている間も周囲の船舶の動きをしっかり見張っていれば、余裕を持って衝突を避けることができたかもしれません。また、万が一に備えて、即座にアンカーロープを切断できるように準備をしておく方法もあります。

この場合、アンカーロープに浮きを付けておけば、後からアンカーを回収することができます。

**周囲の状況をこまめに確認しよう！**



9月に入り今年初めて九州へ台風が上陸しました。これから台風襲来の季節が続きます。接近に備え、早め早めの対策を講じましょう。

## 小型船舶の台風対策

### 係留索の点検

古くなっていたり、擦り切れたりしているロープは、事前に取り替えておきましょう。

### 係留索の増強（増しもやい）

増しもやいをして係留を増強しましょう。また係留索が岸壁の角などに触れるおそれがある場合は、係留索に毛布やビニールホースなどを巻きつけるなど、「擦れあて」をしておきましょう。

### 防舷物の設置

岸壁や他船との接触防止のため、防舷物を設置（増強）しておきましょう。

### 潮汐などの変化を考慮

気圧が低くなると、高潮が発生し海面が上昇することがあります。係留索の長さが足りないと、船体が傾斜するなどして、浸水し転覆・沈没することもあります。係留する時には高潮や潮汐の影響も考慮しましょう。

### 開口部を閉鎖

大量の雨水や海水が船内に入り込み沈没することもありますので、開口部やハッチは確実に閉鎖しておきましょう。

### 船上の整理

飛散するおそれのある物は船内に格納し、風の抵抗が大きくなるオーニング（天幕）などは外しておきましょう。

### 排水口（ドレン抜き）の確認

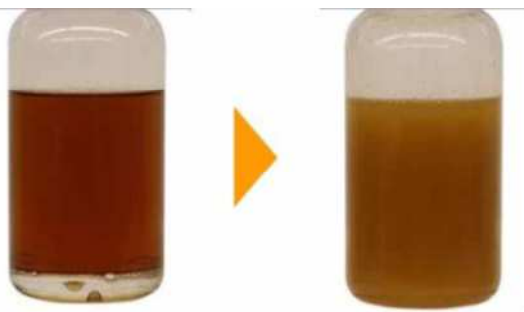
雨や海水が船外に排出できるように、排水口の掃除をしておきましょう。

台風対策は、必ず台風が接近する前に済ませて、台風の通過時や通過後には、海に近づかないようにしましょう！！



## 今月の Topic 画像

### エンジンオイル（潤滑油）の点検



（正常） 【オイルの性状】 （乳化）

平成28年7月1日から、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則が改正され、小型船舶操縦者（船長）の遵守事項のうち「発航前の検査義務違反」及び「適切な見張り義務違反」が行政処分の対象となりました。

発航前のエンジンオイルの点検の際、オイルの残量だけではなく、性状も確認しましょう。オイルに水分が混入するなどして、乳化していることがあります。（写真）

オイルレベルゲージで油量を確認した際は、合わせて**オイルの色**も確認してみましょう。

オイルの中に**金属粉**が混じっている場合は、**部品の磨耗等**が考えられます。そういった場合はメーカー等に相談してください。